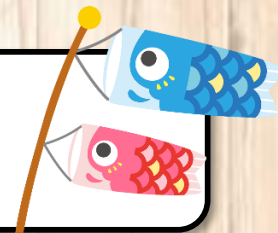





5月は林野火災に警戒



火災予防会報5月号 

全国的に多発しています

昨年、石巻広域管内(石巻市、東松島市、女川町)では、5月に入ってから、林野火災が発生し、それを皮切りに令和2年で計3件の林野火災が発生しました。



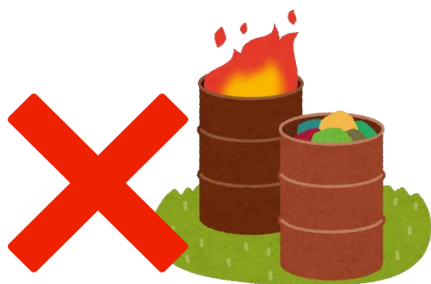
いずれの火災も原因は、畑やドラム缶で、ごみなどを燃やしていた際に、その火の粉が飛び火して、周囲の枯れ草などに燃え広がったものやたばこの吸い殻のポイ捨てです。

どんなに小さな火種でも、大きな火災につながってしまい風にあおられれば、近くの建物などに延焼する危険も十分にあります。

消防隊も警戒パトロールを強化していますので住民の皆様もご協力お願いいたします。

野焼きは違反です

たき火やごみ焼きは、野焼きと呼ばれ一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。違反すると罰則の対象となりますのでご注意ください。



注意することは？

- ・ 枯草等に燃え移るおそれがある場所では、火気を使用しない。
- ・ 火気の使用中はその場を離れず、使用後は完全に消火する。
- ・ 強風時及び乾燥時には、屋外で火気を使用しない。
- ・ タバコは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すとともに、ポイ捨てしない。

